

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について

平成 25 年 9 月 25 日

25 新総契契第 1307 号

(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 30 年 5 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 新宿区(以下「区」という。)が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、請負者が保有する工事請負代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、区が工事請負契約書第 4 条第 1 項ただし書きに基づき承諾する場合に必要な事項をこの取扱において定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 区が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当する工事とする。

(1) 請負金額が 1,000 万円以上の建設工事であって、競争入札に付し請負者が決定された案件であること。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が 1,000 万円以上であること。

(2) 工事の進捗状況が、新宿区契約事務規則(昭和 39 年新宿区規則第 15 号)第 50 条の規定に基づく前金払(以下「前金払」という。)相当割合を、前金払の支払の有無を問わず超えていること。

また、同規則第 50 条の 2 の規定による部分払(以下「部分払」という。)又は、同規則第 50 条第 2 項の規定による中間前金払(以下「中間前金払」という。)がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払相当割合に部分払又は中間前金払相当割合を加えた割合を超えていること。

(3) 以下に掲げる事項に該当していないこと

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合

イ 工事請負契約書第 43 条第 1 項各号に該当し、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第 4 条第 1 項ただし書きを適用しない場合

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第 3 条 譲渡対象となる債権の範囲は、以下に定めるものとする。

(1) 当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第 30 条第 2 項の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 当該工事請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額に、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

(3) 当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第 46 条第 1 項

の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- (4) 当該請負契約に基づき区が行う既済部分（出来高）の査定結果については、異議申し立をすることはできない。

（債権譲渡人及び債権譲受人の条件）

第4条 区が債権譲渡の承諾できる請負者（以下「債権譲渡人」という。）が満たすべき条件は、以下に定めるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当していること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
 - イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画があること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをした場合。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合。
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合。
 - オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - カ その他債務の弁済が不可能となった場合。

- 2 区が債権譲渡を承諾できる工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、以下のとおり申請書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
- (2) 締結済の公共工事代金債権信託契約書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（第3号様式） 1通
※申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。
- (4) 発行日から3ヵ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けていることを証するもの 1通
※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。
- (6) 下請負人に対する支払計画書（第4号様式）（債権譲渡人が第4条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1通

2 申請書類の提出先は、区の契約管財課とし、当該工事の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参することとする。(郵送等による提出は認めない。)

ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状(第2号様式)を提出することにより、単独で提出することができる。

3 債権譲渡人及び債権譲受人は、書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格審査を経て発行された受付票(以下「受付票」という。)を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

4 契約管財課は、当該工事の契約締結権者が部長である場合、受理した申請書類について、第4条を確認のうえ、当該工事の施工担当課(以下「工事担当課」という。)へ送付する。

(申請内容の審査)

第6条 前条により、申請を受理した契約管財課及び工事担当課は、チェックリスト(第6号様式)を使用し、以下の項目について審査する。

(1) 対象工事が第2条の条件を満たしていること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書が、以下の事項のすべてを満たしていること。

ア 同じものが3通提出されていること。

イ 本取扱に定める第1号様式を使用しており、定められた必要事項の全てが記載されていること。

ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。

エ 債権譲渡人の使用した印が、工事請負契約書に押印したものと同一であること。なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。

オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書と一致すること。

カ 支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額(申請時点)が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ 建設共同企業体案件の場合、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及びに構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載があり、使用した印が建設共同企業体協定書と同一であること。(建設共同企業体の構成員の押印は不要)

また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること。(建設共同企業体の各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、建設共同企業体構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。)

(3) 締結済の公共工事代金債権信託契約書の写しが、以下の事項のすべてを満たしていること。

ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書記載のものと同じであること。

なお、公共工事代金債権信託契約書の写しについては、債権譲渡人及び債権譲受人ともに実印の押印が必要であり、それぞれ印鑑証明書により確認すること。

イ 建設共同企業体案件の場合は、建設共同企業体の名称、建設共同企業体の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載が建設共同企業体協定書と一致していること、また、押印した印が建設共同企業体協定書に押印したものと同一であること。

(4) 工事履行報告書（第3号様式）が、以下の事項を満たしていること。

工事履行報告書の当該工事の進捗状況が、前金払相当割合（既に部分払又は中間前金払がなされている場合は、前金払相当割合に部分払又は中間前金払相当割合を加えた割合。）を超えていること。

(5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書（原本）が提出されていること。

(6) 下請負人等に対する支払計画書（第4号様式）において、債権譲渡人が第4条第1項第1号イに該当する場合は、支払計画書に下請企業等として中小企業者が存在し、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があること。

(7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する以下のものが提出されていること。

ア 保険会社又は保証会社の承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること（役務保証特約付ではない。）。

イ 区に提出済の保険又は保証証券等及び約款等とアの相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

（債権譲渡の承諾手続）

第7条 当該債権譲渡の承諾申請の内容を審査した後の承諾手続は、以下のとおりとする。

(1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合

ア 契約管財課は、第5条の規定により提出された申請書類を前条により審査し、不備等がない場合は、工事担当課へ協議のうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行い、決裁終了後、債権譲渡承諾書（第1号様式）3通に発注者印及び確定日付印を押印する。

イ 契約管財課は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。

なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、契約管財課で保管する。その際、債権譲渡整理簿（第7号様式）に必要事項を記載し、保管するものとする。

ウ 契約管財課は、債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等の写しを工事担当課あてに送付する。

(2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合

ア 工事担当課は、第5条の規定により提出された申請書類を前条により審査し、不備等がない場合は、速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行い、決裁終了後、債権譲渡承諾書3通に発注者印及び確定日付印を押印する。

イ 工事担当課は、発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。

なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、工事担当課で保管する。その際、債権譲渡整理簿に必要事項を記載し、保管するものとする。

ウ 工事担当課は、債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等の写しを契約管財課あてに送付する。

(3) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 当該債権譲渡の承諾申請受理後に、債権譲渡人が工事請負契約書第43条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合等、第2条又は第4条の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以下のとおりとする。

(1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合

ア 契約管財課は、工事担当課へ協議のうえで、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。

なお、債権譲渡不承諾通知書（第8号様式）には必ず不承諾とする理由を記入すること。決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書3通に発注者印を押印する。

イ 契約管財課は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、契約管財課で保管する。

ウ 契約管財課は、債権譲渡不承諾通知書の写しを工事担当課へ送付する。

(2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合

ア 工事担当課は、速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。

なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入すること。決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書3通に発注者印を押印する。

イ 工事担当課は、発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3通のうち、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、工事担当課で保管する。

ウ 工事担当課は、債権譲渡不承諾通知書の写しを契約管財課へ送付する。

(3) 債権譲渡不承諾通知書を債権譲渡人と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

(請負代金等の請求)

第9条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、請負金額及び部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、債権譲渡人から譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡の承諾後において、債権譲渡人は区に対し請負代金等の請求をすることはできない。

2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書（区が指定した様式による）、支払金口座振替依頼書、債権譲渡承諾書の写し、印鑑証明書及び「工事代金債権信託契約書」の写しを工事担当課に提出するものとする。

- 3 工事担当課は、工事代金債権の金額を確認のうえ、債権譲渡通知書に基づき譲渡された工事代金債権の支払先を請負代金等の支払手続きの際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

(契約変更の場合の取扱)

第10条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第9号様式）を作成のうえ、第3項による提出先へ、持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- 3 書類の提出先は、当該工事請負契約の契約締結権者が区長である場合は、契約管財課とし、契約締結権者が部長である場合は、工事担当課とする。
- 4 工事代金債権計算書（契約変更用）の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容のものを再提出させるものとする。
- 5 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、下記のとおり処理する。
 - (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 契約管財課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - イ 契約管財課は、工事代金債権計算書（契約変更用）の写しを保管し、原本を工事担当課あてに送付する。
 - (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
工事担当課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - (3) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（契約変更用）を債権譲渡承諾書とともに保管する。

(契約解除の場合の取扱)

第11条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、区は第3条第1項第3号により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第10号様式）を作成のうえ、第3項による提出先へ、持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
この場合、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 3 書類の提出先は、当該工事請負契約の契約締結権者が区長である場合は、契約管

財課とし、契約締結権者が部長である場合は、工事担当課とする。

- 4 工事代金債権計算書（契約解除用）の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。
なお、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容のものを再提出させるものとする。
- 5 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、下記のとおり処理する。
 - (1) 工事請負契約の契約締結権者が区長である場合
 - ア 契約管財課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - イ 契約管財課は、工事代金債権計算書（契約解除用）の写しを保管し、原本を工事担当課あてに送付する。
 - (2) 工事請負契約の契約締結権者が部長である場合
工事担当課は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。
 - (3) 以上の処理を行った後、工事代金債権計算書（契約解除用）を債権譲渡承諾書とともに保管する。

（出来高の確認）

第12条 債権譲受人は、信託契約に基づき、当該工事の出来高を確認する場合、事前に工事出来高確認協力申出書(第5号様式)を持参又は郵送等により、工事担当課に提出するものとする。

- 2 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書の提出を受けた工事担当課は、支障のない範囲で工事現場への立入を認めるものとする。
- 3 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

（競争入札における指名選定等に係る留意事項）

第13条 区は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱をしてはならない。

附則

この取扱は、平成25年10月1日から適用する。

附則

この取扱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この取扱は、平成30年5月1日から適用する。